



宮 崎 県 公 報

平成28年12月5日(月曜日) 第 2851 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

目 次

告 示

- 生活保護法に基づく医療機関の指定…………… (福祉保健課) 1
- 生活保護法に基づく指定介護機関 (居宅介護事業所) の所在地の変更…………… (“) 1
- 生活保護法に基づく施術者の指定…………… (“) 1
- 指定自立支援医療機関 (精神通院医療) の指定 (障がい福祉課) 2
- 民有林の保安林の指定…………… (自然環境課) 2

頁

公 告

- 保安林の指定予定の通知 (5件) …………… (自然環境課) 2
- 土砂災害警戒区域の指定…………… (砂防課) 3
- 土砂災害特別警戒区域の指定…………… (“) 5
- 大規模小売店舗の変更に係る届出に対する市町村の意見…………… (商工政策課) 7
- 砂利採取業務主任者試験の合格者…………… (産業振興課) 7
- 建設業法に基づく建設業者の許可の取消し…………… (管理課) 7
- 正 誤
- 平成28年3月31日付け県公報 (第2781号) 中…………… 8

告 示

宮崎県告示第 776号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第49条 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成 6 年法律第30号) 第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成28年12月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	指定年月日
みんなの薬局都城	都城市北原町27街区20号	平成28年11月1日
医療法人裕翔会 さかもと歯科・歯科口腔外科医院夜間診療部	延岡市出北6丁目1636番地1	平成28年11月1日
訪問看護ステーション来夢	都城市山之口町富吉28-2	平成28年10月1日

宮崎県告示第 777号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第54条の2第4項において準用する同法第50条の2 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成 6 年法律第30号) 第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、指定介護機関 (居宅介護事業所) から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成28年12月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 届出をした指定介護機関 (居宅介護事業所)

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
セントケア九州株式会社	熊本市中央区十禅寺1丁目3番1号	セントケア延岡	延岡市緑ヶ丘5丁目11-25

2 届出事項

居宅介護事業所の所在地		変 更 年月日
変 更 前	変 更 後	
延岡市緑ヶ丘2丁目11-4	延岡市緑ヶ丘5丁目11-25	平成28年11月14日

宮崎県告示第 778号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第55条第 1 項 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成 6 年法律第30号) 第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

平成28年12月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	指定年月日
尾崎 美音 (青龍堂はり灸整骨院)	東諸県郡国富町大字木脇 298-1	平成28年11月8日
東 舞 (青龍堂はり灸整骨院)	東諸県郡国富町大字木脇 298-1	平成28年11月8日
東 伸幸	東諸県郡国富町大字木	平成28年11月8日

（青龍堂はり灸整骨院）	脇 298-1	
吉田 一成 （青龍堂はり灸整骨院）	東諸県郡国富町大字木脇 298-1	平成28年11月15日

宮崎県告示第 779号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第54条第 2 項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成28年12月 5 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定年月日
みんなの薬局都城	都城市	薬局	平成28年12月 1 日
とみよし薬局	宮崎市	薬局	平成28年12月 1 日

宮崎県告示第 780号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成28年12月 5 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 日南市大字吉野方字平鈴5577
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 781号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成28年12月 5 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 宮崎市大字鏡洲字内平4343- 2、4348から4350まで、4351-13、4351-16から4351-20まで、4351-22
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所

在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び中部農林振興局並びに宮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 782号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成28年12月 5 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 小林市東方字木浦木5941- 3（次の図に示す部分に限る。）、5941- 193、5941- 194、5941- 197、5941- 199
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西諸県農林振興局並びに小林市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 783号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成28年12月 5 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 北諸県郡三股町大字長田字内ノ木場5103- 3
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び北諸県農林振興局並びに三股町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 784号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成28年12月 5 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 保安林予定森林の所在場所 児湯郡西米良村大字竹原字財内 1 24- 1、124- 4

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局並びに西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 785号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成28年12月 5 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡日之影町大字七折字河原谷4287、4288- 2、4314

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字河原谷4287・4288- 2・4314（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 786号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成28年12月 5 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域の 渓流番号又は 箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
都 城 市	古江川 2	04- 344- 1 - 501	土 石 流
	古江川 1	04- 344- 1 - 502	土 石 流
	古江川 3	04- 344- 1 - 503	土 石 流
	古江川 4	04- 344- 1 - 504	土 石 流
	下是位川内川 4	04- 344- 1 - 507	土 石 流
	浜之段川	04- 344- 1 - 508	土 石 流
	平 山 川	04- 344- 1 - 510	土 石 流
	山 田 川	04- 344- 1 - 512	土 石 流
	和田ノ上川 4	04- 344- 1 - 513	土 石 流
	和田ノ上川 2	04- 344- 1 - 514	土 石 流
	和田ノ上川 3	04- 344- 1 - 515	土 石 流
	和田ノ上川 1	04- 344- 1 - 516	土 石 流
	上是位川内川	04- 344- 2 - 502	土 石 流
	石風呂川 4	04- 344- 2 - 505	土 石 流
	和田ノ上川 7	04- 344- 2 - 508	土 石 流
和田ノ上川 8	04- 344- 2 - 509	土 石 流	
和田ノ上川 6	04- 344- 2 - 510	土 石 流	
和田ノ上川 9	04- 344- 2 - 513	土 石 流	
和田ノ上川 5	04- 344- 2 - 514	土 石 流	

東牛ノ脛	I - 1 - 0522	急傾斜地の崩壊	馬渡 - 1	I - 1 - 3196	急傾斜地の崩壊
上牛ノ脛	I - 1 - 0523	急傾斜地の崩壊	馬渡 - 2	I - 1 - 3208	急傾斜地の崩壊
上馬渡	I - 1 - 0525	急傾斜地の崩壊	和田上 - 1	I - 1 - 3256	急傾斜地の崩壊
宮の谷	I - 1 - 0526	急傾斜地の崩壊	和田上 - 1 - 新①	I - 1 - 3256 - 新①	急傾斜地の崩壊
上椎屋 7 - 新①	I - 1 - 0671 - 新①	急傾斜地の崩壊	平山 - 1	I - 1 - 3258	急傾斜地の崩壊
外山	I - 1 - 0672	急傾斜地の崩壊	平山 - 1 - 新①	I - 1 - 3258 - 新①	急傾斜地の崩壊
谷ノ口	I - 1 - 0679	急傾斜地の崩壊	石風呂 - 4	I - 1 - 3262	急傾斜地の崩壊
源太ヶ丸	I - 1 - 0680	急傾斜地の崩壊	下是位川内 - 1	I - 1 - 3265	急傾斜地の崩壊
石風呂 - 3 - 新①	I - 1 - 0682 - 新①	急傾斜地の崩壊	坂之上	II - 1 - 2086	急傾斜地の崩壊
和田上	I - 1 - 0683	急傾斜地の崩壊	上牛之脛 - 1	II - 1 - 4869	急傾斜地の崩壊
平山外山原	I - 1 - 0684	急傾斜地の崩壊	上牛之脛 - 2	II - 1 - 4870	急傾斜地の崩壊
池之原	I - 1 - 0685	急傾斜地の崩壊	上牛之脛 - 3	II - 1 - 4871	急傾斜地の崩壊
古江	I - 1 - 0686	急傾斜地の崩壊	東牛ノ脛 - 3	II - 1 - 4872	急傾斜地の崩壊
和田上 - 6	I - 1 - 0688	急傾斜地の崩壊	東牛ノ脛 - 4	II - 1 - 4873	急傾斜地の崩壊
和田上 - 6 - 新①	I - 1 - 0688 - 新①	急傾斜地の崩壊	西牛ノ脛 - 2	II - 1 - 4874	急傾斜地の崩壊
下屋敷	I - 1 - 0698	急傾斜地の崩壊	牛之脛 - 1	II - 1 - 4875	急傾斜地の崩壊
浜之段	I - 1 - 0703	急傾斜地の崩壊	牛之脛 - 2	II - 1 - 4876	急傾斜地の崩壊
神山 - 新①	I - 1 - 0706 - 新①	急傾斜地の崩壊	牛之脛 - 2 - 新①	II - 1 - 4876 - 新①	急傾斜地の崩壊
宮ノ尾	I - 1 - 0709	急傾斜地の崩壊	牛之脛 - 3	II - 1 - 4877	急傾斜地の崩壊
藤田	I - 1 - 0710	急傾斜地の崩壊	牛之脛 - 4	II - 1 - 4878	急傾斜地の崩壊
西牛ノ脛 - 1	I - 1 - 3166	急傾斜地の崩壊	牛之脛 - 4 - 新①	II - 1 - 4878 - 新①	急傾斜地の崩壊
東牛ノ脛 - 1	I - 1 - 3174	急傾斜地の崩壊			
夏尾 - 1	I - 1 - 3194	急傾斜地の崩壊			
東牛ノ脛 - 2	I - 1 - 3195	急傾斜地の崩壊			

牛之脛 - 4 - 新②	Ⅱ - 1 - 4878 - 新②	急傾斜地の崩壊	和田上 - 3 - 新②	Ⅱ - 1 - 5219 - 新②	急傾斜地の崩壊
牛之脛 - 5	Ⅱ - 1 - 4879	急傾斜地の崩壊	和田上 - 4	Ⅱ - 1 - 5228	急傾斜地の崩壊
竹の元 - 1	Ⅱ - 1 - 4880	急傾斜地の崩壊	和田上 - 5	Ⅱ - 1 - 5229	急傾斜地の崩壊
竹の元 - 2	Ⅱ - 1 - 4881	急傾斜地の崩壊			
馬渡 - 3	Ⅱ - 1 - 4885	急傾斜地の崩壊			
馬渡 - 4	Ⅱ - 1 - 4886	急傾斜地の崩壊			
夏尾 - 2	Ⅱ - 1 - 4893	急傾斜地の崩壊			
上椎屋 - 4	Ⅱ - 1 - 5186	急傾斜地の崩壊			
平山 - 2	Ⅱ - 1 - 5187	急傾斜地の崩壊			
平山 - 2 - 新①	Ⅱ - 1 - 5187 - 新①	急傾斜地の崩壊			
平山 - 2 - 新②	Ⅱ - 1 - 5187 - 新②	急傾斜地の崩壊			
平山 - 2 - 新③	Ⅱ - 1 - 5187 - 新③	急傾斜地の崩壊			
平山 - 2 - 新④	Ⅱ - 1 - 5187 - 新④	急傾斜地の崩壊			
平山 - 3	Ⅱ - 1 - 5188	急傾斜地の崩壊			
池之原 - 1	Ⅱ - 1 - 5197	急傾斜地の崩壊			
下是位川内 - 3	Ⅱ - 1 - 5199	急傾斜地の崩壊			
浜之段 - 2	Ⅱ - 1 - 5200	急傾斜地の崩壊			
古江 - 1	Ⅱ - 1 - 5202	急傾斜地の崩壊			
古江 - 2	Ⅱ - 1 - 5203	急傾斜地の崩壊			
古江 - 3	Ⅱ - 1 - 5204	急傾斜地の崩壊			
和田上 - 2	Ⅱ - 1 - 5218	急傾斜地の崩壊			
和田上 - 3	Ⅱ - 1 - 5219	急傾斜地の崩壊			
和田上 - 3 - 新①	Ⅱ - 1 - 5219 - 新①	急傾斜地の崩壊			

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び都城土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 787号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成28年12月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害特別警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
都 城 市	古江川 2	04- 344- 1 - 501	土 石 流
	古江川 3	04- 344- 1 - 503	土 石 流
	古江川 4	04- 344- 1 - 504	土 石 流
	下是位川内川 4	04- 344- 1 - 507	土 石 流
	平 山 川	04- 344- 1 - 510	土 石 流
	山 田 川	04- 344- 1 - 512	土 石 流
	和田ノ上川 4	04- 344- 1 - 513	土 石 流
	和田ノ上川 3	04- 344- 1 - 515	土 石 流
	石風呂川 4	04- 344- 2 - 505	土 石 流
	和田ノ上川 7	04- 344- 2 - 508	土 石 流
	和田ノ上川 8	04- 344- 2 - 509	土 石 流
	和田ノ上川 6	04- 344- 2 - 510	土 石 流
	和田ノ上川 9	04- 344- 2 - 513	土 石 流

和田ノ上川 5	04- 344- 2 - 514	土 石 流	東牛ノ脛 - 2	I - 1 - 3195	急傾斜地の崩壊
東牛ノ脛	I - 1 - 0522	急傾斜地の崩壊	馬 渡 - 1	I - 1 - 3196	急傾斜地の崩壊
上牛ノ脛	I - 1 - 0523	急傾斜地の崩壊	馬 渡 - 2	I - 1 - 3208	急傾斜地の崩壊
上 馬 渡	I - 1 - 0525	急傾斜地の崩壊	和田上 - 1	I - 1 - 3256	急傾斜地の崩壊
宮 の 谷	I - 1 - 0526	急傾斜地の崩壊	和田上 - 1 -新①	I - 1 - 3256 - 新①	急傾斜地の崩壊
上椎屋 7 - 新①	I - 1 - 0671 - 新①	急傾斜地の崩壊	平 山 - 1	I - 1 - 3258	急傾斜地の崩壊
外 山	I - 1 - 0672	急傾斜地の崩壊	平山 - 1 - 新①	I - 1 - 3258 - 新①	急傾斜地の崩壊
谷 ノ 口	I - 1 - 0679	急傾斜地の崩壊	石風呂 - 4	I - 1 - 3262	急傾斜地の崩壊
源 太 ヱ 丸	I - 1 - 0680	急傾斜地の崩壊	下是位川内 - 1	I - 1 - 3265	急傾斜地の崩壊
石風呂 - 3 -新①	I - 1 - 0682 - 新①	急傾斜地の崩壊	坂 之 上	II - 1 - 2086	急傾斜地の崩壊
和 田 上	I - 1 - 0683	急傾斜地の崩壊	上牛之脛 - 1	II - 1 - 4869	急傾斜地の崩壊
平山外山原	I - 1 - 0684	急傾斜地の崩壊	上牛之脛 - 2	II - 1 - 4870	急傾斜地の崩壊
池 之 原	I - 1 - 0685	急傾斜地の崩壊	上牛之脛 - 3	II - 1 - 4871	急傾斜地の崩壊
古 江	I - 1 - 0686	急傾斜地の崩壊	東牛ノ脛 - 3	II - 1 - 4872	急傾斜地の崩壊
和田上 - 6 -新①	I - 1 - 0688 - 新①	急傾斜地の崩壊	東牛ノ脛 - 4	II - 1 - 4873	急傾斜地の崩壊
下 屋 敷	I - 1 - 0698	急傾斜地の崩壊	西牛ノ脛 - 2	II - 1 - 4874	急傾斜地の崩壊
浜 之 段	I - 1 - 0703	急傾斜地の崩壊	牛之脛 - 1	II - 1 - 4875	急傾斜地の崩壊
神山 - 新①	I - 1 - 0706 - 新①	急傾斜地の崩壊	牛之脛 - 2	II - 1 - 4876	急傾斜地の崩壊
宮 ノ 尾	I - 1 - 0709	急傾斜地の崩壊	牛之脛 - 2 -新①	II - 1 - 4876 - 新①	急傾斜地の崩壊
藤 田	I - 1 - 0710	急傾斜地の崩壊	牛之脛 - 3	II - 1 - 4877	急傾斜地の崩壊
西牛ノ脛 - 1	I - 1 - 3166	急傾斜地の崩壊	牛之脛 - 4	II - 1 - 4878	急傾斜地の崩壊
東牛ノ脛 - 1	I - 1 - 3174	急傾斜地の崩壊			
夏尾 - 1	I - 1 - 3194	急傾斜地の崩壊			

牛之脛-4 -新①	II-1-4878-新①	急傾斜地の崩壊	和田上-3 -新①	II-1-5219-新①	急傾斜地の崩壊
牛之脛-4 -新②	II-1-4878-新②	急傾斜地の崩壊	和田上-3 -新②	II-1-5219-新②	急傾斜地の崩壊
牛之脛-5	II-1-4879	急傾斜地の崩壊	和田上-4	II-1-5228	急傾斜地の崩壊
竹の元-1	II-1-4880	急傾斜地の崩壊	和田上-5	II-1-5229	急傾斜地の崩壊
竹の元-2	II-1-4881	急傾斜地の崩壊			
馬渡-3	II-1-4885	急傾斜地の崩壊			
馬渡-4	II-1-4886	急傾斜地の崩壊			
夏尾-2	II-1-4893	急傾斜地の崩壊			
上椎屋-4	II-1-5186	急傾斜地の崩壊			
平山-2	II-1-5187	急傾斜地の崩壊			
平山-2- 新①	II-1-5187-新①	急傾斜地の崩壊			
平山-2- 新②	II-1-5187-新②	急傾斜地の崩壊			
平山-2- 新③	II-1-5187-新③	急傾斜地の崩壊			
平山-2- 新④	II-1-5187-新④	急傾斜地の崩壊			
平山-3	II-1-5188	急傾斜地の崩壊			
池之原-1	II-1-5197	急傾斜地の崩壊			
下是位川内 -3	II-1-5199	急傾斜地の崩壊			
浜之段-2	II-1-5200	急傾斜地の崩壊			
古江-1	II-1-5202	急傾斜地の崩壊			
古江-2	II-1-5203	急傾斜地の崩壊			
古江-3	II-1-5204	急傾斜地の崩壊			
和田上-2	II-1-5218	急傾斜地の崩壊			
和田上-3	II-1-5219	急傾斜地の崩壊			

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及び都城土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により、高千穂町から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成28年12月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームワイド高千穂店
西臼杵郡高千穂町大字三田井字吾平原 403-2
- 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
法第6条第2項の規定による届出
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更
平成28年6月17日
- 意見の概要
意見なし
- 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
(1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
(2) 期間
平成28年12月5日から平成29年1月5日まで

平成28年11月11日に実施した平成28年度砂利採取業務主任者試験の合格者は、次のとおりである。

平成28年12月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

1、5

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定により、建設業者許可を次のとおり取り消した。

平成28年12月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

処分を受けた建設業者				処分の内容		処分の原因となつた事実	処分をした年月日
許可番号	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可の区分	取り消した業種		
宮崎県知事許可(般-23)第7372号	米田建設	米田 憲功	宮崎県延岡市宇和田町846	一般	土木工事業	平成28年10月24日付けで廃業した旨の届け	平成28年10月24日(全廃業)
宮崎県知事許可(特-28)第10312号	(株)東伸工業	松村 博	宮崎県宮崎市大塚町窪田3249-2	特定	土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業、水道施設工事業	平成28年10月31日付けで廃業した旨の届け	平成28年10月31日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-28)第11702号	富井工業	富井 秋生	宮崎県日向市東郷町山陰乙393-2	一般	管工事業、鋼構造物工事業	平成28年10月7日付けで廃業した旨の届け	平成28年10月7日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-23)第12275号	釘崎電業	釘崎 五男	宮崎県北諸県郡三股町大字樺山1915-17	一般	電気工事業	平成28年10月31日付けで廃業した旨の届け	平成28年10月31日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-25)第3880号	(有)宮崎日光工業	椎 和洋	宮崎県宮崎市大字赤江1249-8	一般	土木工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業	平成28年10月26日付けで廃業した旨の届け	平成28年10月26日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-23)第4655号	(有)クボタ建設	窪田 忠直	宮崎県宮崎市大塚台西2-47-2	一般	とび・土工工事業	平成28年10月24日付けで廃業した旨の届け	平成28年10月24日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-23)第5561号	(有)西種子田電気水道店	福元 智子	宮崎県西諸県郡高原町大字西麓583	一般	電気工事業、消防施設工事業	平成28年10月24日付けで廃業した旨の届け	平成28年10月24日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-23)第10752号	(有)サンクス設備機器	出口 希俊	宮崎県東臼杵郡門川町東栄町4-3-23	一般	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業	平成28年10月21日付けで廃業した旨の届け	平成28年10月21日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-27)第12097号	(有)岡設備	岡 浩一	宮崎県小林市大字南西方2155	一般	造園工事業	平成28年10月21日付けで廃業した旨の届け	平成28年10月21日(一部廃業)

正 誤

平成28年3月31日付け県公報(第2781号)中

ページ	段	行	誤	正
17	左	53	306, 354	306, 358
17	左	53	306, 898	306, 902
17	右	33	1, 083, 153	1, 083, 157
17	右	33	1, 083, 697	1, 083, 701